

吹田市公立保育所民営化実施計画

吹 田 市

目次

1 はじめに

2 民営化実施の基本的な考え方

- (1) 民営化の手法
- (2) 民営化後の事業主体
- (3) 民営化移行準備期間の設定
- (4) 民営化園の発表と保護者説明会
- (5) 事業者の選定方法
- (6) 三者懇談会の設置
- (7) 合同保育と引継ぎ保育
- (8) 民営化移行準備期間における市の役割
- (9) 財産
- (10) 民営化後の保育所運営に関する条件
- (11) 民営化後の市の責任と支援体制

3 民営化する保育所選定の基本的な考え方

- (1) 民営化園選定基準
- (2) 実施年次選定基準
- (3) 選定の基本的な考え方に基づいた民営化園の選定と年次計画

参考資料 民営化対象保育所の選定表

1 はじめに

本市では、厳しい財政事情の中、抜本的な行政改革を主要な政策課題として掲げ、「行政の維新プロジェクト」として最優先に取り組んでいます。平成23年（2011年）8月には同プロジェクトの取組課題の一つに事業見直しを位置づけ、その実施方針の中で、簡素で効果的・効率的な行政運営をめざして事務事業のアウトソーシングを年次的に進めること等を基本的な考え方としながら、すべての事業を見直し、市民満足度と効率を兼ね備えた最適な事業体系の再構築を図っています。

こうした中、施設の老朽化や人件費の増大等の課題がある公立保育所についても、同年11月に民間活力の導入を図るため、概ね5園程度のアウトソーシング推進に取り組む方針を政策決定し、平成24年（2012年）2月に「吹田市アウトソーシング推進計画」において、全国及び府内の特例市の状況と比較する等して、公立保育所のうち5園を民営化すること及びその年次計画を示したところです。

また、平成24年（2012年）6月から同年12月には、吹田市公立保育所の諸問題への対応と今後のあり方等について広く意見を求めるために、吹田市公立保育所のあり方懇談会を開催いたしました。

今後は、これまでの議論・検討の経過を踏まえ、民間の力を活用した質の高い保育事業の展開をめざし、民営化を具体的に進めていきます。民営化の円滑な実施には、十分な資質を有する事業者の参入を促すとともに、保育所運営や保育内容に係る基本的な条件の順守を義務づける等、園児の保育園生活の安定的な継続を図り、事業主体が変わることに対する保護者等の不安の解消に努めることが重要です。

そのため、民営化の基本的な考え方や、民営化後の保育所運営に関する条件等を定めた「吹田市公立保育所民営化実施計画」を策定いたしました。本計画は、学識経験者等の委員からなる「吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議」で出された意見を踏まえ、「吹田市公立保育所民営化庁内検討会議」を開催する等、慎重に検討を重ね、とりまとめたものです。

今後、本計画に沿って、事業者と協働し、保護者等の御協力をいただきながら、民営化を慎重かつ円滑に進めます。そして、民間活力の効果的な導入のもと、多様化する保育ニーズに柔軟かつ積極的に対応でき、最小のコストで最大の効果が得られる、持続可能で市民満足度の高い子ども・子育て支援施策の推進をめざしてまいります。

2 民営化実施の基本的な考え方

(1) 民営化の手法

公立保育所を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体を共に移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられます。

本市においては、民間事業者による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本市の財政面や人的効果などを考慮し、私立保育所として設置主体も運営主体も民間事業者に移行する「民設民営方式」とします。

(2) 民営化後の事業主体

保育所の運営は、平成12年（2000年）に規制緩和され、さまざまな事業者の参画が可能となっています。そうしたなか、民営化後の事業主体は、保育所もしくは認定こども園または幼稚園の運営に実績があり、保育内容の継続・向上ができ、保育内容の安定性を確保できる民間事業者とします。

(3) 民営化移行準備期間の設定

民営化園の発表から民営化実施までの期間に、保護者の理解を深めながら引き継ぎ体制を整備するための民営化移行準備を行います。また、民営化移行準備には、十分な期間を設けます。

ア 民営化園の発表から民営化実施までの期間に、民営化移行準備として、保護者説明会、事業者選定、市・当該園の保護者代表・事業者による三者懇談会、合同保育を行います。

イ 民営化園の発表から民営化実施までの期間は、最低2年を設けます。

ウ 事業者決定から民営化実施までの期間は、最低1年半を設けます。

(4) 民営化園の発表と保護者説明会

民営化園の発表後、速やかに当該園の保護者に対し説明会を実施します。また、当該園の保護者には民営化に関するアンケートも実施します。

(5) 事業者の選定方法

事業主体となる民間事業者の選定については、公募によるものとし、当該園の保護者代表を含めた選定委員会を設置し、事業者を選定します。

ア 事業者募集

- (ア) 事業者募集は、公募とし、企画提案型（プロポーザル）により選定します。
- (イ) 公募情報は、市ホームページなどで広く周知します。
- (ウ) 公募要領は別途定めることとしますが、保護者アンケートの結果を踏まえたものとしします。

イ 事業者選定

- (ア) 選定にあたり、学識経験者、当該園の保護者代表などを含めた選定委員会を設置します。
- (イ) 事業の目的・理念、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうかを審査します。
- (ウ) 選定基準は別途定めることとしますが、保護者アンケートの結果を踏まえたものとしします。

ウ 事業者の決定・公表

事業者の決定については、当該園の保護者だけでなく、広く市民に公表します。民営化実施までに最低1年半を設け、民営化実施の前年度の4月1日入所を対象とする入所申込一斉受付開始までに周知します。

エ 協定の締結

- (ア) 市と事業者で協定の締結を行います。
- (イ) 協定の内容は、民営化移行準備期間に行うべきことや、市と事業者の役割の確認等としします。

(6) 三者懇談会の設置

市・当該園の保護者代表・事業者による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ります。

(7) 合同保育と引継ぎ保育

民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、現行の年間行事等を含めた保育内容の継続のために、民営化前に合同保育を実施し、また民営化後に引継ぎ保育を行います。

ア 合同保育

(ア) 合同保育では、民営化の1年前から、段階的に事業者の保育士等が当該園に入り保育等を行います。

(イ) 合同保育期間中に事業者側に係る費用については、市は助成による支援を検討します。

イ 引継ぎ保育

(ア) 引継ぎ保育では、民営化後に、当該園に勤務していた施設長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し事業者からの相談等に応じ、保育の引継ぎを行います。

(イ) 引継ぎ保育では、協定等に従い適切な保育が行われているかを確認します。

(8) 民営化移行準備期間における市の役割

市は民営化移行準備期間において、協定等に従い移行準備が適正に実施されているか進行管理を行い、必要に応じて事業者に対し、研修等必要な支援を行います。

(9) 財産

土地は有償賃貸、建物・備品等は有償譲渡を基本としながらも、土地については賃貸料が高額になること、また、建物等については建設から相当年数が経過していることもあり、民営化後の安定的な運営を継続させるために、減額、無償、助成等必要な対応を検討します。

(10) 民営化後の保育所運営に関する条件

民営化に伴う保育環境の変化を最小限にするとともに、保育所としての役割を果たすことができるように、以下の条件を公募要領や協定書に定めるものとします。

ア 関係法令等の遵守

イ 開所時間と開所日

- (ア) 開所時間は、午前7時から午後7時までの12時間とすること。
- (イ) 開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日とすること。
- (ウ) ただし、上記(ア)(イ)を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

ウ 定員及び受入年齢

- (ア) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、市と事前に協議すること。
- (イ) 0歳児（原則として生後8週目以降）から5歳児までを受け入れること。

エ 職員配置

- (ア) 保育士の人数については、協定書に定める配置基準以上とすること。
- (イ) 保育士の経験年数に配慮すること。
- (ウ) 専任の看護師を常勤で配置するよう努めること。

オ 特別保育事業

- (ア) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。
- (イ) 発達に特別な支援を要する児童の保育を実施すること。

カ 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

キ 給食

(ア) 給食は、自園調理方式を採用すること。

(イ) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

ク 健康診断

関係法令等の定めや入所児童の状況により、適切に実施すること。

ケ 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

コ 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

サ 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。

シ 保護者との懇談、苦情解決等

(ア) 保護者との懇談会を定期的を開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。

(イ) 苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備すること。

ス 臨時雇用員の継続雇用について

民営化前に当該園に雇用されていた臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、当該園での引き続きの雇用を検討すること。

(11) 民営化後の市の責任と支援体制

民営化後も、市・当該園の保護者代表・事業者との三者懇談会を一定期間継続します。保護者と事業者の間で問題が生じた場合は、市が調整役をはたします。また、民営化後の保育内容の確認を行い、公表します。

ア 民営化後の三者懇談会の継続

- (ア) 民営化後も引き続き、市・保護者代表・事業者の三者懇談会を継続します。
- (イ) 保護者と事業者間で、民営化園の運営に関する問題が生じた場合は、三者懇談会で解決を図ります。
- (ウ) 三者懇談会の設置期間は、原則として民営化移管の5年後までとします。

イ 民営化園の評価

- (ア) 市は民営化後1年以内に保護者アンケートを実施し、事業者の保育状況等を確認し公表します。
- (イ) 事業者に民営化後1年以内の福祉サービス第三者評価事業の受審を義務付け、第三者の視点により評価を実施し公表します。

3 民営化する保育所選定の基本的な考え方

(1) 民営化園選定基準

本市には公立保育所は18園あり、市域に広く配置されています。

民営化園選定にあたっては、公立保育所が配慮や支援を必要とする児童を多く受け入れているというセーフティネット的な役割と、地域の子育て支援の地域拠点としての機能などを考慮し、まず公立保育所が市域に適正に配置されることを最も重視するものとします。そのうえで、民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているのはどの園であるかを総合的に判断し、民営化する5園を選定することとします。

ア 選定基準1

公立保育所の適正な配置を重視して判断する。

- (ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置する。
- (イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置する。

イ 選定基準2

民営化した場合に、より安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断する。

- ① 地域の人口が多いこと
- ② 地域の就学前児童数が多いこと
- ③ 地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと
- ④ 園児の充足率が高いこと
- ⑤ 地域の今後の開発見込み戸数が多いこと
- ⑥ 保育所敷地面積が適正規模であること

ウ 補足的な選定基準

選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定することとする。

(2) 実施年次選定基準

民営化する順位については、民営化する5園を選定後、各園の選定基準2の各条件について順位付けを行い、すべての順位の合計点が小さい保育所から順に民営化することとします。

(3) 選定の基本的な考えに基づいた民営化園の選定と年次計画

参考資料「民営化対象保育所の選定表」のとおり、民営化する保育所及び実施時期については、以下のとおりとします。

民営化時期	民営化保育所名
平成28年（2016年）4月1日	南保育園
平成29年（2017年）4月1日	吹田保育園及び藤白台保育園
平成30年（2018年）4月1日	岸部保育園及び西山田保育園

参 考 资 料

民営化対象保育所の選定表

(1) 民営化園選定基準

ア 選定基準 1

公立保育所の適正な配置を重視して判断する。

(ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置します。

(イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置します。

6ブロック地域名	区分	公立保育所名	判断
千里ニュータウン・万博・阪大	北	藤白台 北千里	選定基準2で選定
	南	南千里	
山田・千里丘	山田	山三 西山田	選定基準2で選定
	千里丘	山田	
千里山・佐井寺	千里山・春日	千里山	選定基準1の(ア)により民営化対象外
		千三	選定基準1の(ア)により民営化対象外
片山・岸部	片山	片山	選定基準1の(イ)により民営化対象外
	岸部	ことぶき 岸部	選定基準2で選定
豊津・江坂・南吹田	豊津・江坂	垂水	
	吹二・吹南	南 いずみ	選定基準2で選定
JR以南	東	吹田	
		東	
	西	吹一	
		吹六	

選定基準1の(ア)により、千里山・佐井寺地域は公立保育所が少ないため、当該ブロックからは民営化園は選定せず、他の5ブロックから1園ずつ選定することとします。さらに、各ブロックを2つの地域に分けて、地域に1園である南千里、山田、千里山、千三、片山、垂水の各保育所は民営化対象外とします。残る保育所から、選定基準2において民営化園を選定します。ただし、JR以南地域は、(ア)(イ)において選定できないため、4園中から選定基準2で1園を選定します。

イ 選定基準 2

民営化した場合により安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断します。

- ① 地域の人口が多いこと（小学校区）
- ② 地域の就学前児童数が多いこと（小学校区）
- ③ 地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと（小学校区の直近5年推移）
- ④ 園児の充足率が高いこと（直近5年平均）
- ⑤ 地域の今後の開発見込み戸数が多いこと
- ⑥ 保育所敷地面積が適正規模であること（市内120名定員の私立保育所の平均である約1,363㎡に近いこと）

ウ 補足的な選定基準

選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合は、公立幼稚園との幼保一体化整備の可能性が低いものを選定することとします。

公立保育所名	①人口 単位:人	②就学前 児童数 単位:人	③就学前児 童数推移 単位:%	④園の 充足率 単位:%	⑤今後の開 発見込み数 単位:戸	⑥園の敷地 面積 単位:㎡	判断
藤白台	10,567	468	△8	95	680	1,836	民営化
北千里	9,584	379	△12	101	247	3,866	
山三	8,704	414	△22	100	0	2,474	
西山田	9,837	411	△14	103	0	2,311	民営化
ことぶき	7,641	289	△17	103	20	2,643	
岸部	9,024	607	50	101	22	2,042	民営化
南	12,980	909	5	108	276	1,101	民営化
いずみ	9,004	332	△5	96	44	2,122	
吹田	11,849	506	△12	95	23	1,349	民営化
東	8,681	271	△20	84	0	1,326	
吹一	8,089	250	△9	98	0	1,054	
吹六	6,539	288	14	93	0	1,313	

同一区内で選定基準2と補足的な選定基準において判断すれば、民営化した場合より安定的・継続的な運営が期待できる、藤白台、西山田、岸部、南、吹田の5園を民営化園と判断しました。

(2) 実施年次選定基準

民営化する順位については、民営化する5園を選定後、各園の選定基準2の各条件について順位付けを行い、すべての順位の合計点が小さい保育所から順に民営化することとします。

公立保育所名	①人口 単位:人	A 5園 中の 順位	②就学前 児童数 単位:人	B 5園 中の 順位	③就学前 児童数推 移 単位:%	C 5園 中の 順位	④園の充 足率 単位:%	D 5園 中の 順位	⑤今後の 開発見込 み数 単位:戸	E 5園 中の 順位	⑥園の敷 地面積 単位:m ²	F 5園 中の 順位	A~F の 合計	民営 化の 順位
藤白台	10,567	3	468	4	△8	3	95	4	680	1	1,836	3	18	3
西山田	9,837	4	411	5	△14	5	103	2	0	5	2,311	5	26	5
岸部	9,024	5	607	2	50	1	101	3	22	4	2,042	4	19	4
南	12,980	1	909	1	5	2	108	1	276	2	1,101	2	9	1
吹田	11,849	2	506	3	△12	4	95	4	23	3	1,349	1	17	2

(3) 選定の基本的な考えに基づいた民営化の年次計画

民営化時期	民営化保育所名
平成28年(2016年)4月1日	南保育園
平成29年(2017年)4月1日	吹田保育園および藤白台保育園
平成30年(2018年)4月1日	岸部保育園および西山田保育園